

令和 7 年 7 月 25 日

令和 7 年度第 4 回徳島地方最低賃金審議会の開催について

標記の会議を下記のとおり開催します。

傍聴を希望される方は下記 5 の要領によりお申し込みください。

なお、中央最低賃金審議会の目安答申の状況、徳島県最低賃金専門部会の審議の状況により延期となる場合がありますのでご留意ください。

記

- 1 日 時 令和 7 年 8 月 4 日 (月) 午前 10 時 30 分から (徳島県最低賃金専門部会終了後)
- 2 場 所 徳島地方合同庁舎 6 階会議室 (徳島市徳島町城内 6 番地 6)
- 3 議 題 (1) 徳島県最低賃金改正審議
(2) その他
- 4 傍聴者 10 名以内
- 5 要 領 (1) 傍聴希望者は、傍聴を希望する旨と併せ、①傍聴を希望する審議会の開催日時、②住所、③氏名、④電話番号、⑤勤務先又は所属団体を御記入の上、はがき等の郵送又はメールにて下記事務局までお申し込みください。
お申し込み締め切り日は令和 7 年 7 月 31 日 (木) 必着です。
(2) 会場の収容人数には限りがありますので、希望者多数の場合は、事務局において抽選を行い、傍聴いただける方を決定の上、御連絡いたします。
(3) 当日は、審議会の開始 10 分前までにお越しください。審議会の開始後の入室は認められませんのでご注意ください。なお、事前に申込みいただいた御本人であることを確認させていただく場合がありますので、運転免許証等をお持ちください。
- 6 その他 (1) 傍聴される場合には、別添の遵守事項を厳守してください。
(2) 都合により開催時刻等が変更になる場合があります。あらかじめ御承知置き下さい。
(3) ご不明な点は、下記事務局までお気軽にお問い合わせください。

事務局 徳島労働局 労働基準部 賃金室

電 話 0 8 8 - 6 5 2 - 9 1 6 5

所在地 〒770-0851 徳島市徳島町城内 6 - 6

徳島地方合同庁舎 1 階

メール chinginshitsu-tokushimakkyoku@mhlw.go.jp



審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 傍聴整理券番号と同じ番号の椅子に着席し、みだりに自席を離れないようにして下さい。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴してください。
- 4 写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等の使用はご遠慮下さい。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 6 審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げる恐れのあるものは会場内には持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないで下さい。
- 9 銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 その他、審議会会長及び徳島地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

なお、上記事項に反する行為を行う者を退場させることがあります。

徳島地方最低賃金審議会